

要 望 活 動 全 体 報 告 書

実 施 日	令和 6 年 5 月 29 日（木）		
要 望 者	会津総合開発協議会 役員 【1 班】 会 長 会津若松市長 室井 照平 南会津地方部会長 下郷町長 星 學 理 事 西会津町長 薄 友喜 理 事 金山町議会議長 五ノ井義一 【2 班】 副会長 喜多方市長 遠藤 忠一 理 事 金山町長 押部源二郎 理 事 南会津町議会議長 山内 政 監 事 磐梯町議会議長 鈴木 久一 【3 班】 副会長 只見町長 渡部 勇夫 副会長 磐梯町長 佐藤 淳一 会津若松地方部会長 会津若松市議会議長 清川 雅史 監 事 檜枝岐村議会議長 星 浩彦 【4 班】 副会長 昭和村長 舟木 幸一 理 事 南会津町長 渡部 正義 理 事 西会津町議会議長 伊藤 一男		
要 望 先	本省庁要望活動 ※班内は要望実施順 【1 班】 総務省、国土交通省、顧問国会議員事務所 【2 班】 農林水産省（林野庁含む）、経済産業省、顧問国会議員事務所 【3 班】 財務省、復興庁、デジタル庁、顧問国会議員事務所 【4 班】 厚生労働省、環境省、顧問国会議員事務所 ※菅家一郎衆議院議員及び秘書様、上杉謙太郎衆議院議員及び秘書様、吉野正芳衆議院議員秘書様、星北斗参議院議員秘書様に御案内、御協力をいただきました。		
要 望 事 項	「会津を拓く重点要望事項」より項目選定 （総務省） ① 地方財源の充実と確保について （国土交通省） ① 磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について ② 高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について ③ 地方財源の充実と確保について ④ 道路の整備促進について ⑤ 八十里越（国道 289 号）の整備促進について ⑥ 社会資本総合整備事業の充実について		

(農林水産省（林野庁含）)

- ① 農業の振興について
- ② 森林の整備と林業の振興について
- ③ 国営かんがい排水事業等の整備促進について
- ④ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について
- ⑤ 野生きのこ等の出荷制限解除について
- ⑥ 鳥獣被害対策に係る支援について

(経済産業省)

- ① 企業誘致支援と金融対策支援について
- ② 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

(財務省)

- ① 地方財源の充実と確保について
- ② 道路の整備促進について
- ③ 社会資本総合整備事業の充実について
- ④ 企業誘致支援と金融対策支援について
- ⑤ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

(復興庁)

- ① 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について
- ② 野生きのこ等の出荷制限解除について
- ③ 企業誘致支援と金融対策支援について

(デジタル庁)

- ① 地方公共団体情報システムの標準化等に係る支援について

(厚生労働省)

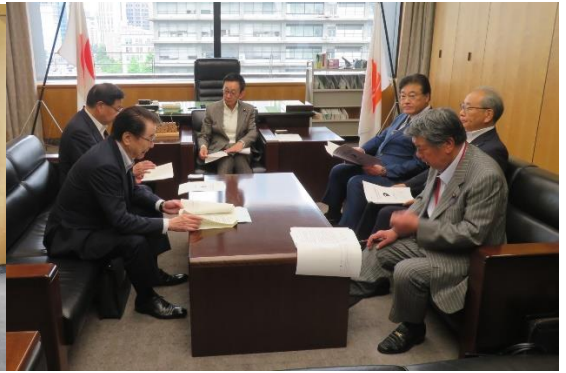
- ① 医療に関する施策について
- ② 福祉分野(医療・介護・保育)における処遇改善及び人材養成・確保について
- ③ 野生きのこ等の出荷制限解除について

(環境省)

- ① 鳥獣被害対策に係る支援について
- ② 森林の整備と林業の振興について

【1班】

○総務省



船橋 利美 政務官へ要望書を提出しました。

○国土交通省

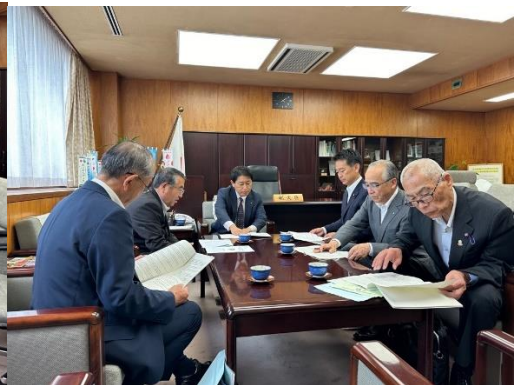


尾崎 正直 政務官 へ要望書を提出しました。

要望の様子

【2班】

○農林水産省（林野庁含）



武村 展英 副大臣 へ要望書を提出しました。

○経済産業省



石井 拓 政務官 へ要望書を提出しました。

【3班】

○財務省



主計局地方財政係 関谷 遥香 主査 へ要望書を提出しました。

○復興庁



平木 大作 副大臣へ要望書を提出しました。

○デジタル庁



石川 昭政 副大臣へ要望書を提出しました。

【4班】

○厚生労働省



塩崎 彰久 政務官 へ要望書を提出しました。

○環境省



朝日 健太郎 政務官 へ要望書を提出しました。

【顧問国会議員要望】

各班にて衆議院第1・第2議員会館及び参議院議員会館内の顧問国会議員事務所を訪問し、要望書を提出しました。

(総務省)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

地方財源の充実と確保について	1
--------------------------	---

最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続し、市町村税など税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナや中東情勢等による世界的な原油高・物価高が長期化し、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指すデフレ完全脱却にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 財政力の差により市町村間で大きな格差が生じることなく、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担えるよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかにあっては、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

増加する空き家対策は市町村にとって大きな課題であり、空き家の実態や状況の確認のほか、リノベーションや除去等に取り組む場合でも、想定以上の事業費を要するなど、現在の制度では市町村の財政負担が大きい場合がある。住民の安全性確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空き家対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充など、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 行政事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

7 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財政措置について

新型コロナウイルスワクチン接種については、これまで特例臨時接種として全額国費により実施してきた経過にあるが、令和6年度より被接種者の自己負担が発生するため、接種率の低下が危惧される。高齢者等の重症化予防等の観点から、定期接種移行後においても安定的な接種体制を確保するため、継続的に接種に要する費用について、必要かつ十分な財政措置を講じること。

8 原油価格高・物価高対策に係る財政措置について

ウクライナや中東情勢等に起因する世界的な原油価格高・物価高が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしている。物価高等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施する必要があることから、原油価格高・物価高対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

なお、定額減税・調整給付をはじめとする原油価格高・物価高対策の取組みについては、事務の煩雑さが市町村の負担となっている実情を踏まえ、財政措置とあわせて事務の簡素化を図ること。

9 過疎対策事業債の拡充について

過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。

10 防災対策に係る財政措置について

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など、各地で大規模な地震が発生し、会津地方においても豪雨災害が発生するなど、大規模災害が頻発化・激甚化する中において、消防・防災力の強化に充当することができる「緊急防災・減災事業債」の事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

また、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新や現行方式からの転換に伴う新たなシステムの構築整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じていくこと

(国土交通省)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
地方財源の充実と確保について	6

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	7
八十里越（国道 289 号）の整備促進について	9
社会資本総合整備事業の充実について	11

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、本年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間の4車線化について、国土交通大臣から N E X C Oへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところでもあります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田 I Cから新潟中央 J C T間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

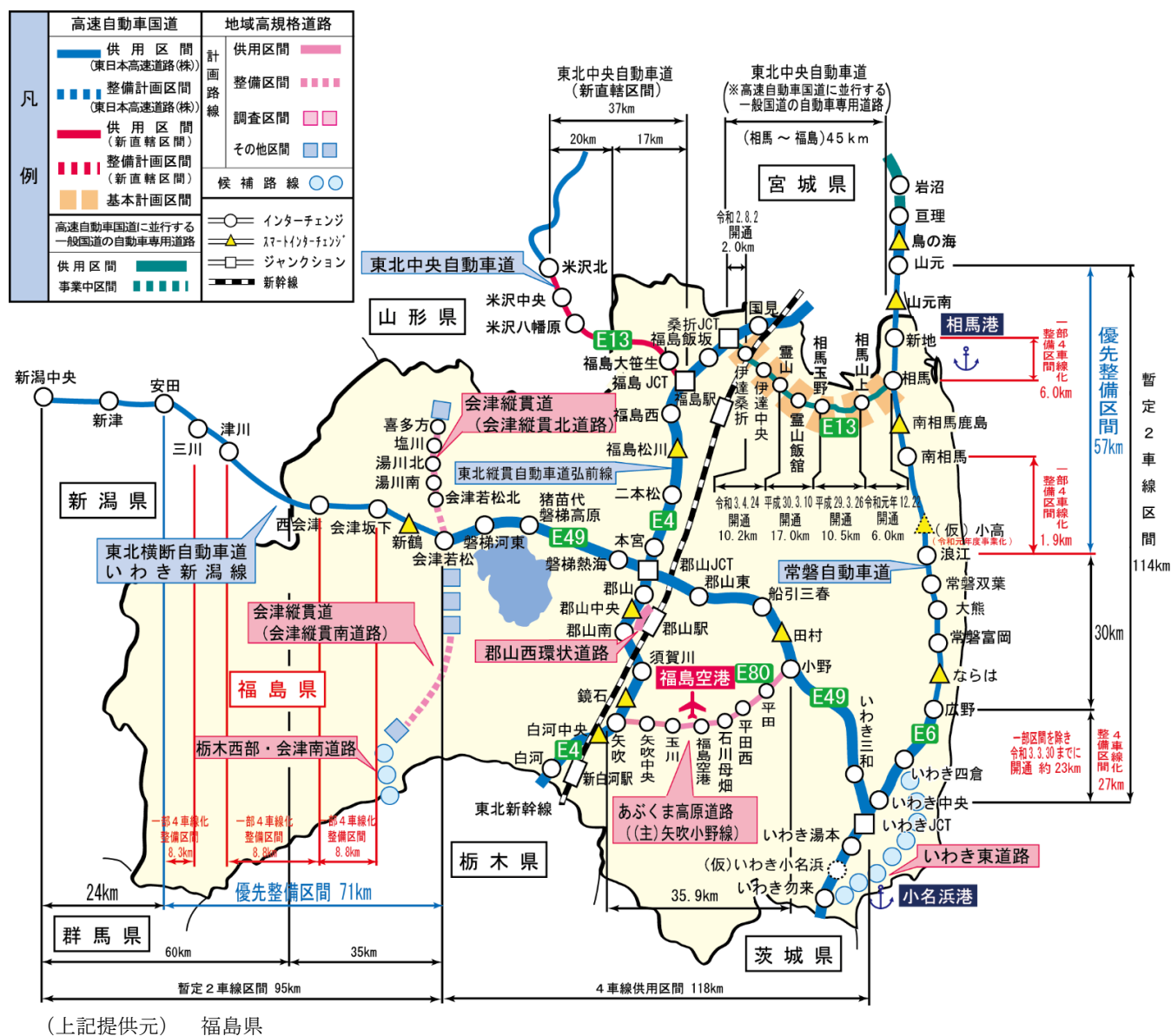
2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



最重点要望事項

高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成27年9月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道118号・121号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側1車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道118号・121号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興の基盤としての道路の役割のほか、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支え、激甚化、頻発化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化を見据えた経済活動の回復を支援するためにも、その早期整備が急務であります。

さらには、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている一般国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、緊急輸送道路としての安全性も懸念される状況となっています。

このような中、会津縦貫南道路4工区・小沼崎バイパス（約1.5km）が令和6年3月に開通し、狭隘・急カーブ・落石等の通行障害が解消され、湯野上バイパスや5工区・下郷田島バイパスが早期に開通することにより、今後、移動時間の更なる短縮が可能になることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和2年2月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第3次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた3本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の下郷田島バイパス（5工区）及び国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

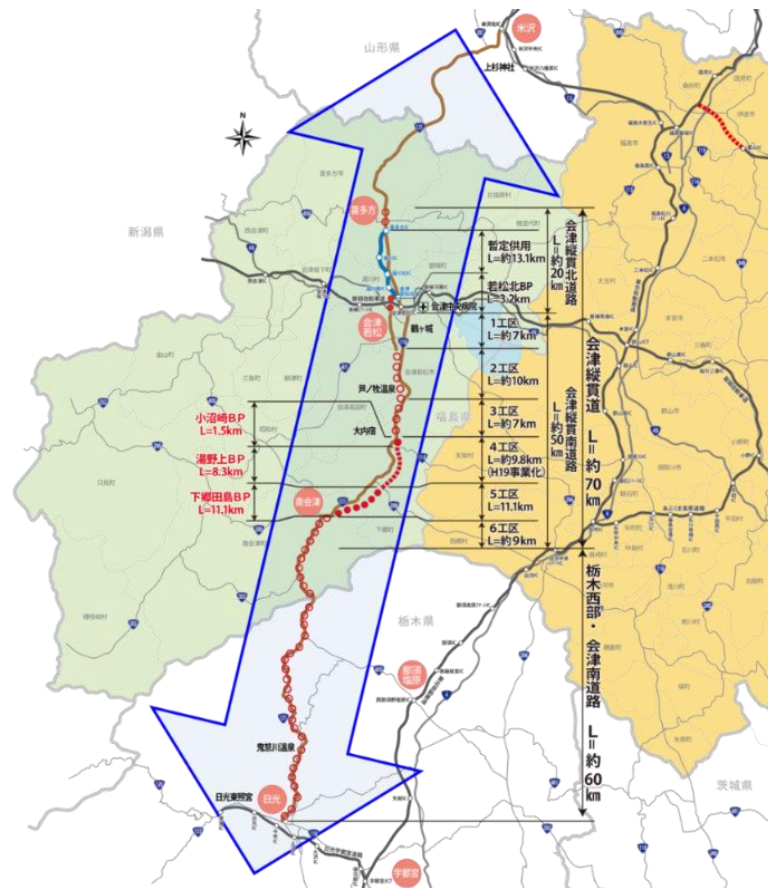
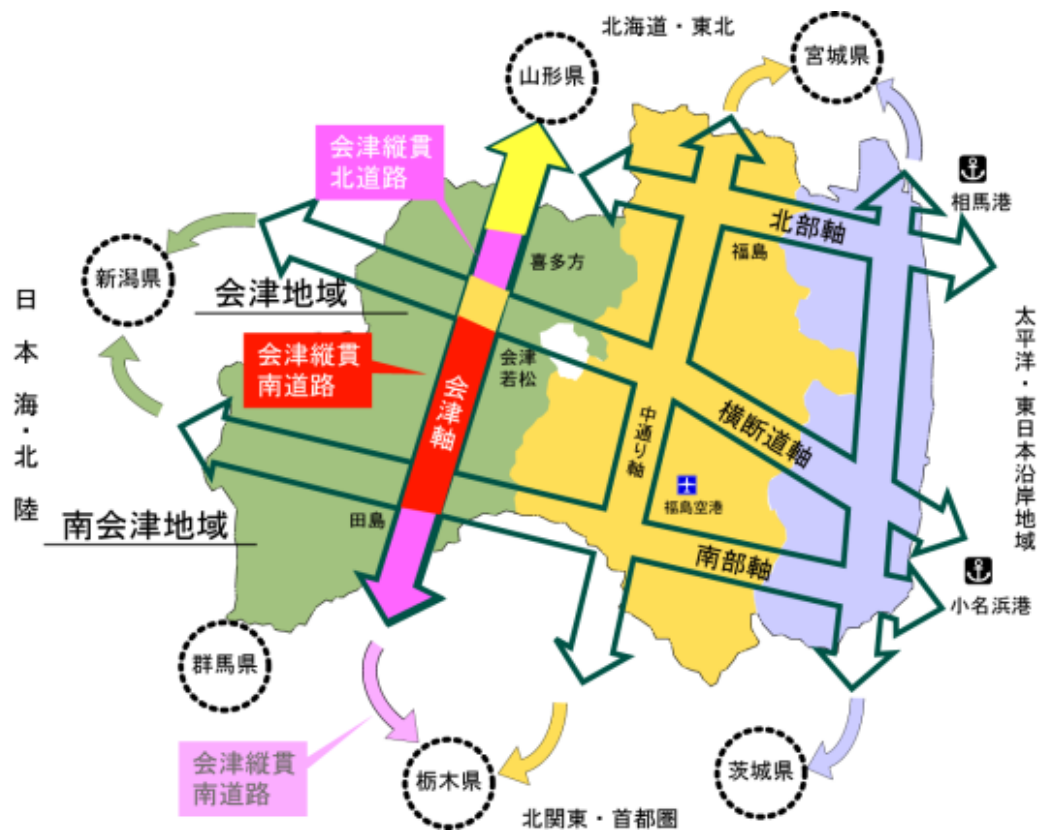
4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

5 米沢～喜多方間の高規格道路整備実現について

令和4年の大雨災害により現在も片側交互通行となっている一般国道121号米沢～喜多方間について、緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、高規格道路への格上げと早期実現を図ること。

○高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続し、市町村税など税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナや中東情勢等による世界的な原油高・物価高が長期化し、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指すデフレ完全脱却にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

2 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

増加する空き家対策は市町村にとって大きな課題であり、空き家の実態や状況の確認のほか、リノベーションや除去等に取り組む場合でも、想定以上の事業費を要するなど、現在の制度では市町村の財政負担が大きい場合がある。住民の安全性確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空き家対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充など、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

- (3) 近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

2 国道121号「大峠道路」の早期復旧について

令和4年8月の大雨等により被災した「大峠道路」は、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧に向けて、財源の確保も含めた対策を講じること。

八十里越（国道 289 号）の整備促進について

国道289号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8kmの峠越えの区間であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備しています。

そのような中、令和5年12月15日に国土交通省・新潟県・福島県から、令和8年秋～令和9年夏に、冬期間は通行止めになるものの、一部現道を活用した暫定開通となる見込みであることが発表されました。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ94分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が全線通年開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が79分となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備促進について

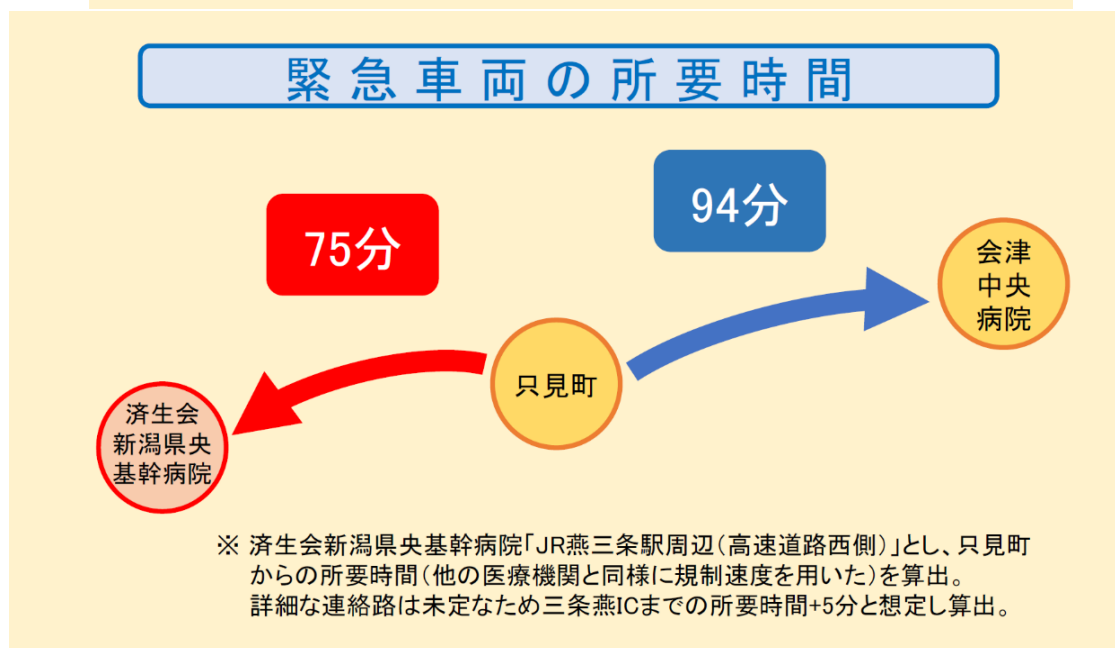
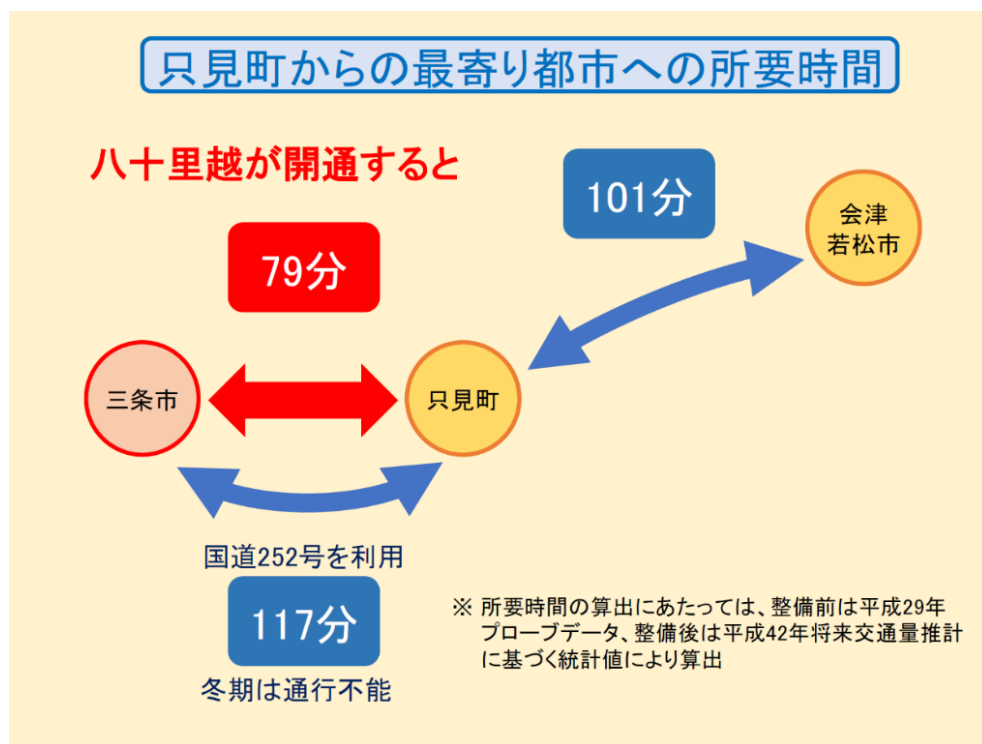
八十里越の通行不能区間、未改良区間を早期に解消し、令和8年秋～令和9年夏に予定されている一部現道を活用した暫定開通を確実に実施し、国道289号の全線通年開通を早期に図ること。

2 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するための、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を促進すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 HP より転載)

「国土の強靱化」を推進するための要望

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

2 事業採択について

事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

(農林水産省)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

農業の振興について	1
森林の整備と林業の振興について	5
国営かんがい排水事業等の整備促進について	7

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について	8
野生きのこ等の出荷制限解除について	9
鳥獣被害対策に係る支援について	10

「強い産業基盤」を確立するための要望

農業の振興について

会津地域の重要な基幹産業の一つであり、地域経済を支えてきた農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な生命産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料や農業生産資材の多くを海外に依存する我が国にとって、これらの安定的な確保とともに、食料自給率・自給力を高めていくことが喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、会津地域の農業者は、人口減少等による主食用米の需要減少を見込んだ米の生産や収益性の高い園芸作物の導入などの農業経営の転換が求められているほか、ウクライナ情勢等に起因した農業生産資材費の高騰により、厳しい農業経営が続くものと見込まれます。

農家の営農意欲の減退は、離農や耕作放棄地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 食料安全保障対策の強化について

- (1) 世界的に食料の安定供給、食料安全保障の重要性が高まっているところであり、これらは国の基本的な責務であることから、先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の生産基盤強化・消費拡大に積極的に取り組むこと。さらに、食料の安定供給や食料生産等に大きな支障が発生した場合に備え、農業生産資材等の調達先の多様化と備蓄の強化を図ること。
- (2) 将来にわたり食料が安定的に供給できる体制を確立するため、農業者が再生産可能な所得が確保できる適正な価格形成に向けた仕組みづくりや食料安全保障のための直接支払制度の創設を図ること。

2 水田農業の経営安定化について

- (1) 米価下落の原因となっている過剰在庫を解消するため、国が主食用米の新たな消費拡大策を展開するほか、非主食用米への転換に向けた更なる支援や助成拡充を図ること。

- (2) 水田農業の経営安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、水田活用の直接支払交付金の拡充・恒久化や収入保険制度とナラシ対策の一体化を進めるなど農業セーフティネットの充実を図ること。
- (3) 飼料用米の多収品種の推進に向けて、種子注文の動向を捉え、種子の確保を確実なものにすること。
- (4) 5年間に一度も水張りが行われない水田を交付対象から除外するルールについては、担い手の減少や耕作放棄地の増加など、地域農業に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、水田利用の実態を踏まえた制度運用とすること。

3 畑作物の本作化対策について

水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、生産現場では将来の産地形成に向けた話し合いや取組に着手していることから、畑地化した場合には確実に支援がなされるよう必要な予算を確保すること。

4 農業生産資材高騰対策について

ウクライナ情勢の長期化等により農業生産資材の更なる価格上昇が懸念されることから、肥料や飼料等の農業生産資材の高騰に対応した支援策を拡充するとともに、新たな価格低減対策を講じること。

5 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る規制撤廃・数量拡大及び風評対策について、政府が一体となり、国全体で強力に推進すること。

6 農業農村整備事業の推進について

食料の安定供給や農業生産性の向上の観点からは場整備や農道整備さらには老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

7 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であることから、今後も共同活動や長寿命化活動を着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付金事務の簡素化を図ること。

8 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

地域の農林産物や気候風土、農村文化を生かした体験活動などを通じ、都市と農山漁村の交流人口の拡大を図り地域の活性化を進めるべく、都市住民や訪日外国人らによる農山漁村滞在の拡充に向けた施策を推進するとともに、地域の取組を支援すること。

9 新規就農者や多様な担い手の確保・育成について

- (1) 新規就農者育成総合対策の活用による交付金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、認定新規就農者への交付及び継続交付対象者への満額交付に要する予算を確実に確保するとともに、各事業の採択の可否を速やかに示すなど対応を講じること。
- (2) 地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じ、農業用機械・施設の整備に対する支援の充実を図るとともに、予算の確保に努めること。

また、近年、猛暑による高温障害や生産コストの上昇など経営リスクが多様化していることから、様々なリスクに対応できるような総合的なセーフティネットのあり方を検討すること。

10 「強い農業づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、再整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

このため、国補助事業の採択にあたり、特に会津地方特産の馬肉の安定的な食肉処理の観点からも、地域の実状に即した施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

11 「地域計画」の策定に向けた取組について

- (1) 農業上の利用を行う農用地等の区域全てについて、令和6年度末までに「地域計画」を策定することが求められているが、その基礎となる「実質化された人・農地プラン」が未作成の地域も多く、市町村によって集落数や実情も様々であることから、策定期限を延長すること。
- (2) 「地域計画」においては、将来、農地を利用する者として、これまでの「人・農地プラン」の中心経営体に加え、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体等の位置付けも可能となるが、これらの多様な経営体を将来の地域の担い手として育成し、農地集積・集約化に結び付けられるよう支援策を講じること。
- (3) 「地域計画」の策定が困難な地域の農業者が不利益を被ることがないように、緩和措置を講じること。
- (4) 利用権設定等促進事業が農地中間管理事業に移行するにあたり、地域計画が策定されていない集落の農業者への対応や、農業者年金受給手続きにおける対応などの考え方を早急に示すこと。

また、農地中間管理機構の取扱い手数料について農業者の負担とならないよう支援を行うこと。

- (5) 地域計画を策定するにあたり市町村の取組を支援する「地域計画策定推進緊急対策事業」について、対象となる取組が限定的で活用し難いものであるため、柔軟に活用できる制度とすること。

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組を進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

- (4) 令和元年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林所有者自らが森林を経営管理することが求められているが、私有林の小規模・分散的な所有構造に加え、立木価格が長期的に廉価であることや森林所有者の世代交代により、森林への関心が薄れ、所有者としての意識が希薄となり経営意欲が低下している現状にある。そのため、所有者自らが「森林は所有者個人の財産」であると強く認識し、木材価格を上昇させ、所有する森林の価値を高め、所有者自らが森林に関心をもって森林の適切な経営や管理を行うことができる制度創設及び支援措置を講じること。

2 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
(2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

3 治山対策事業の推進について

会津地方の森林の多くは、急峻な地形や脆弱な地質の上に存していることに加え、梅雨、台風等による集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあることから、山地災害が発生している。

令和4年8月の大雨時には、既設治山ダムを越えて流出した土砂が生活道路や農地等に流れ込むなど、住民の生活を脅かす事態が発生した。

特に治山ダムにあっては、満砂によって溪岸の侵食防止や山脚の固定といった機能を発揮しているものの、施設の老朽化が進み、豪雨時には新たな浸食箇所等から土砂が流入するなど治山機能の低下が懸念される。

気候変動による災害が激甚化・頻発化している状況下において、地域住民の安全・安心な生活を確保するためにも早急な対策が必要であることから、治山ダムについて既存施設の点検を実施するとともに、点検結果に基づいた整備促進を図るなど、機能の維持・強化に努めること。

「強い産業基盤」を確立するための要望

国営かんがい排水事業等の整備促進について

会津地方は、全国でも有数の米の産地であるとともに、風土に適合した野菜や果物などが高品質で生産される優良農業地帯であります。

これも、国営会津北部土地改良事業（昭和48年度から平成3年度）及び国営会津南部土地改良事業（昭和52年から平成5年度）などにより、頭首工や用水路等の基幹農業水利施設が整備され、農業生産性の向上と農業経営の安定化が図られたことによるものです。

しかしながら、両事業により整備された施設は、経年劣化により農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたことから、新たに国営かんがい排水事業として「会津南部地区（平成27年度から令和6年度予定）」及び「会津北部地区（平成28年度から令和6年度予定）」が事業採択され、既存の頭首工や用水路等の農業水利施設の更新等や既設小水力発電所の改修が進められております。

つきましては、施設の長寿命化を目的とした改修により、農業用水の安定供給と施設の維持管理経費の軽減を図るとともに、農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、一日でも早く事業が完了し、早期に整備効果が発揮されるよう下記の事項を要望いたします。

記

国営かんがい排水事業「会津南部地区」及び「会津北部地区」について、計画的な事業の推進により、早期の整備完了を図ること。

また、その他の国営かんがい排水事業等で整備した施設についても、施設の状況等を鑑み、長寿命化に向けた調査と対策を進めること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

農林畜産業について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておりません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除について

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証を進めること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和7年度以降も継続すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約4割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県による各種対策により、一定の成果が出ておりますが、貴重な高山植物の群生地である会津地方北部の雄国沼においてもニホンジカの存在が確認されているため、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

(1) ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方北部の雄国沼をはじめとして全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

(2) イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

ニホンジカ及びイノシシの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許等の取得希望者の支援をするとともに、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 ツキノワグマの捕獲に係る麻醉銃所持者の拡充について

市街地に出没するツキノワグマが増加している状況において、麻醉銃による捕獲に対応できる人材が限られており、現地到着まで時間を要する事例があることから、迅速な対応により人的被害を未然に防止できるよう、麻醉銃所持者を増員すること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金制度運用について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、要望額どおりの交付決定及び早期の交付に努めること。

また、交付金における整備事業については、販売用農作物の被害が一定程度発生していない集落に対し、費用対効果の関係で交付金が活用できないことから、農村集落の農地維持のためにも、自家用農作物の生産も支援するよう補助要件の緩和や柔軟な措置を講じること。

6 森林整備の充実強化について

人の生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣の生息場所や移動経路になることを防止する観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施すること。

(経済産業省)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	1
-----------------------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について	2
----------------------------------	---

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症や原材料価格及び物価高の影響等に対し、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地方拠点強化税制等の地方への立地に係る税制優遇制度について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第五次追補について

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 ALPS 処理水の海洋放出に係る対策等の徹底について

国及び東京電力ホールディングス株式会社においては、海洋放出の必要性や安全性の理解へ向け、丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公開や放出設備の保守管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じること。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な賠償対応に取り組むことができる体制の強化を図ること。

4 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

(財務省)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

地方財源の充実と確保について	1
--------------------------	---

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	4
-----------------------	---

社会資本総合整備事業の充実について	5
-----------------------------	---

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	6
-----------------------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	7
---------------------------------	---

最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続し、市町村税など税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナや中東情勢等による世界的な原油高・物価高が長期化し、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指すデフレ完全脱却にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 財政力の差により市町村間で大きな格差が生じることなく、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担えるよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかにあっては、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

増加する空き家対策は市町村にとって大きな課題であり、空き家の実態や状況の確認のほか、リノベーションや除去等に取り組む場合でも、想定以上の事業費を要するなど、現在の制度では市町村の財政負担が大きい場合がある。住民の安全性確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空き家対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充など、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 行政事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

7 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財政措置について

新型コロナウイルスワクチン接種については、これまで特例臨時接種として全額国費により実施してきた経過にあるが、令和6年度より被接種者の自己負担が発生するため、接種率の低下が危惧される。高齢者等の重症化予防等の観点から、定期接種移行後においても安定的な接種体制を確保するため、継続的に接種に要する費用について、必要かつ十分な財政措置を講じること。

8 原油価格高・物価高対策に係る財政措置について

ウクライナや中東情勢等に起因する世界的な原油価格高・物価高が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしている。物価高等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施する必要があることから、原油価格高・物価高対策に関するすべての財政負担について、确实かつ継続的に財政措置を講じること。

9 過疎対策事業債の拡充について

過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。

10 防災対策に係る財政措置について

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など、各地で大規模な地震が発生し、会津地方においても豪雨災害が発生するなど、大規模災害が頻発化・激甚化する中において、消防・防災力の強化に充当することができる「緊急防災・減災事業債」の事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

また、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新や現行方式からの転換に伴う新たなシステムの構築整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も确实な財政措置を講じていくこと。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。さらに、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症や原材料価格及び物価高の影響等に対し、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地方拠点強化税制等の地方への立地に係る税制優遇制度について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産品を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

(復興庁)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	1
野生きのこ等の出荷制限解除について	3

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	4
-----------------------------	---

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第五次追補について

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 ALPS 処理水の海洋放出に係る対策等の徹底について

国及び東京電力ホールディングス株式会社においては、海洋放出の必要性や安全性の理解へ向け、丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公開や放出設備の保守管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じること。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な賠償対応に取り組むことができる体制の強化を図ること。

4 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

5 農林畜産物の販売促進支援について

農林畜産業について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

6 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいないことから、インバウンド観光客を含めた観光客数のさらなる増加に向けた支援を継続すること。

また、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実地体験の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておりません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除について

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証を進めること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和7年度以降も継続すること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症や原材料価格及び物価高の影響等に対し、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地方拠点強化税制等の地方への立地に係る税制優遇制度について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

(デジタル庁)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

地方公共団体情報システムの標準化等に係る支援について	1
----------------------------	---

地方公共団体情報システムの標準化等に係る支援について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和7年度中の標準準拠システムへの移行が義務化され、仕様書やガバメントクラウドへの移行方針、文字同等に関する要件等が示されました。

ガバメントクラウドへの移行等により、利用料や運用管理費用及び回線接続料などの費用が新たに発生することとなり、ランニングコストの増加が懸念されております。

加えて、総合行政ネットワークである第5次L G W A Nについても移行が必要となり、「地理上特殊エリア」に指定されている会津地域の一部市町村においては、回線接続料の増額が想定され、財政状況の悪化が危惧されております。

つきましては、標準準拠システム及びガバメントクラウドへ移行後の確実な運用と市町村財政負担軽減を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 運用管理費用への財政支援について

標準準拠システム及びガバメントクラウドへ移行後のランニングコストについて、従前のシステムと比較し大幅な費用の増額が見込まれることから、運用に係る費用への財政支援を図ること。

2 地理上特殊エリアへの財政支援について

地理上特殊エリアに指定されている地域について、他市町村と同様の費用負担となるよう財政支援を図ること。

(厚生労働省)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「社会保障制度」の充実・強化のための要望

医療に関する施策について 1

福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び

人材養成・確保について 3

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

野生きのこ等の出荷制限解除について 5

医療に関する施策について

会津地方のみならず、わが国は今、過疎化、少子高齢化の進行により、本格的な人口減少社会へと転じております。

このような中、医療従事者不足、保険制度、医療費等、医療に関連する多くの問題・課題がクローズアップされておりますが、とりわけ地域医療供給体制の充実が喫緊の課題となっております。

現在、非常勤医師による診療が常態化するなど、自治体病院をはじめとする全国の病院等においては、医師不足が顕著となっており、特に産科医・小児科医の確保は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの最重要課題であります。

また、移住政策に関する政府の基本方針に「将来にわたって「活力ある地域社会」の実現に向けて、地方移住を推進する」とあるように、地方への移住・定住に向け全国各地でその政策が講じられている中、地域医療の充実が移住先を決定する重要な要件の一つとなっております。

つきましては、地域医療が住民にとってなくてはならない社会の基盤であることから、住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供できるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 医療従事者の確保について

- (1) 適切な医療体制の提供に向けた環境整備のため、全国平均並みの医師数確保対策を講じること。

特に、地域医療を担う医師の育成と地域への定着を図る施策を早急に講じること。

- (2) 広大な面積を有する会津地方において現在、出産場所としての開業産科医はなく、全ての出産が2か所の総合病院で取り扱われています。妊産婦が近くの病院で安心して子どもを産み、その後も安心した子育てができるよう、産科医・小児科医の確保と併せて地方の総合病院に対して十分な対策を講じること。
- (3) 病院勤務医・看護師等の労働条件の改善を図る支援策や財政措置を講じること。
- (4) 医療従事者が出産・育児休暇等から容易に復職できるような環境整備について、積極的な支援を講じること。
- (5) 医療を施す側も施される側も、ともに安心できる公的な無過失補償制度を創設すること。

2 国民健康保険事業について

- (1) 現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、マイナ保険証を基本とする保険診療の仕組みに移行することとなるが、多くの国民がマイナ保険証を安心して使用できるよう、国がその責任と負担において丁寧な説明を継続するなど、広く国民の理解促進を図り、マイナ保険証の普及を図ること。
- (2) 保険制度の見直しによる市町村の事務処理システムの改修費用などについて、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (3) 国民皆保険制度を担う国保財政の安定化のため、国からの財政支援3,400億円の確実な執行の継続とさらなる財政支援の拡充を行い財政基盤の強化を図るとともに、低所得者に対する負担軽減策を拡充・強化すること。

3 安心して妊娠・出産ができる環境づくりについて

- (1) 出産育児一時金の充実化は少子化対策にとっても特に重要な部分であることから、自己負担の無い出産ができるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 不妊不育治療に関する情報提供や相談体制を強化するとともに、効果が明らかな治療については国において医療保険の適用とし、支援の拡充を図ること。
- (3) 妊産婦健康診査については、市町村が14回程度行う健診回数に対して地方交付税措置が講じられているが、本県の多くの市町村では15回の妊婦健診を実施している。
これら15回目の健診に対しても、国において財政支援措置を講じること。

4 予防接種について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ及びおたふくかぜ等の予防接種については、早期にA類疾病の定期接種として位置づけること。

5 へき地医療について

へき地診療所への運営経費補助の拡充と応援体制の充実・強化を図るなど、へき地医療の支援強化を図ること。

また、へき地診療所等における医療提供体制の永続的な安定を図るため、福島県緊急医師確保修学資金等の貸与を受けた者の勤務場所決定にあたっては、国民健康保険直営診療所、市町村立診療所、またはへき地医療拠点病院への配置を最優先するとともに他の公的医療機関等と同様に常勤医師を配置すること。

福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び 人材養成・確保について

少子・高齢化の進行等により、ますます福祉分野（医療・介護・保育）に対するニーズの増大・多様化が見込まれます。その増大・多様化するサービスを利用者本位の質の高い各種サービスとして提供するためには、医療・介護・保育の現場で働く、看護師・介護福祉士・保育士などの人材の養成と確保が欠かせません。

また、新型コロナウイルス感染症の対応以降、看護師などの医療関係者や、介護職員、保育士などのエッセンシャルワーカーの勤務はこれまで以上に過酷なものとなっています。

この状況に対しては、一定程度の賃金水準の引き上げが行われることとなった一方で、これら福祉分野の職場を取り巻く環境は非常に厳しく、新規就学者の減少や高い離職率と相まって常態的に求人募集が生じており、ニーズに的確に対応できる人材の養成と安定的な確保が喫緊の課題となっていることから、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 福祉分野（医療・介護・保育）におけるエッセンシャルワーカーの処遇改善と財源の確保について
 - (1) 看護職員の処遇改善については、令和4年10月以降は診療報酬で対応することとされました。

そのため、診療報酬改定で対応した場合、国民健康保険の保険者及び被保険者に更なる負担を求めることとなることから、両者の財政負担軽減が図られるよう国の責任において国が負担すること。
 - (2) 介護職員の処遇改善・給与水準等の全体的な引き上げを図ること。

なお、処遇改善・給与水準等の引き上げ分については、介護保険料、介護サービス利用料の負担増とならないよう国の責任において国が負担すること。
 - (3) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、令和4年10月以降、公定価格が改定され賃金が引き上げされたところであるが、公定価格の見直しに係る賃金引き上げ上乗せ分については、地方の負担とならないよう、国の責任において国が負担すること。

- 2 福祉分野（医療・介護・保育）における人材の養成と確保への対策として、次の事項に取り組むこと。
- (1) 専門学校等福祉分野への就学援助、及び就職後における研修等の機会の確保並びに費用負担による支援を図ること。
 - (2) 若年層から魅力ある仕事として評価され、選択されるために、中学校及び高校などの授業で福祉の必要性を取り上げ、地域福祉を支えることのやりがいや誇りなどを感じられる機会を設けること。
 - (3) 就職後における離職を防止するため、就職前に雇用者と求職者との相互理解がなされるよう、公共職業安定所においてマッチングの徹底に努めること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておりません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除について

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証を進めること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

(環境省)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について	1
-----------------	---

「強い産業基盤」を確立するための要望

森林の整備と林業の振興について	3
-----------------	---

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約4割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県による各種対策により、一定の成果が出ておりますが、貴重な高山植物の群生地である会津地方北部の雄国沼においてもニホンジカの存在が確認されているため、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

- (1) ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方北部の雄国沼をはじめとして全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。
- (2) イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

ニホンジカ及びイノシシの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許等の取得希望者の支援をするとともに、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 ツキノワグマの捕獲に係る麻醉銃所持者の拡充について

市街地に出没するツキノワグマが増加している状況において、麻醉銃による捕獲に対応できる人材が限られており、現地到着まで時間を要する事例があることから、迅速な対応により人的被害を未然に防止できるよう、麻醉銃所持者を増員すること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金制度運用について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、要望額どおりの交付決定及び早期の交付に努めること。

また、交付金における整備事業については、販売用農作物の被害が一定程度発生していない集落に対し、費用対効果の関係で交付金が活用できないことから、農村集落の農地維持のためにも、自家用農作物の生産も支援するよう補助要件の緩和や柔軟な措置を講じること。

6 国立公園内の環境整備について

ツキノワグマの生息域は拡大し、磐梯朝日国立公園内の集落や生活道路、遊歩道、登山道での目撃が相次いでいるほか、観光客が襲われるなど人身被害も発生していることから、地域住民や観光客の安全・安心を確保するためにも、国立公園内の誘引木の伐採や刈り払いについて、制度面での柔軟な措置を講じること。

7 河川の環境整備について

ツキノワグマやイノシシなどの人身被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払い等の環境整備を、計画的かつ継続的に実施すること

8 森林整備の充実強化について

人の生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣の生息場所や移動経路になることを防止する観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施すること。

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組みを進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

- (4) 令和元年４月に「森林経営管理法」が施行され、森林所有者自らが森林を経営管理することが求められているが、私有林の小規模・分散的な所有構造に加え、立木価格が長期的に廉価であることや森林所有者の世代交代により、森林への関心が薄れ、所有者としての意識が希薄となり経営意欲が低下している現状にある。そのため、所有者自らが「森林は所有者個人の財産」であると強く認識し、木材価格を上昇させ、所有する森林の価値を高め、所有者自らが森林に関心をもって森林の適切な経営や管理を行うことができる制度創設及び支援措置を講じること。

2 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

(会津総合開発協議会顧問)

様

「会津を拓く重点要望事項」

令和7年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月23日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

（国土交通省への要望事項）

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
八十里越（国道289号）の整備促進について	6

（総務省、財務省及び国土交通省への要望事項）

地方財源の充実と確保について	8
----------------	---

（国土交通省及び財務省への要望事項）

道路の整備促進について	11
社会資本総合整備事業の充実について	13

（経済産業省、復興庁、農林水産省及び財務省への要望事項）

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	14
-----------------------	----

（経済産業省、復興庁及び財務省への要望事項）

企業誘致支援と金融対策支援について	16
-------------------	----

（農林水産省への要望事項）

農業の振興について	17
国営かんがい排水事業等の整備促進について	21

（農林水産省及び環境省への要望事項）

森林の整備と林業の振興について	22
鳥獣被害対策に係る支援について	24

（復興庁、厚生労働省及び農林水産省への要望事項）

野生きのこ等の出荷制限解除について	23
-------------------	----

(厚生労働省への要望事項)

医療に関する施策について	27
福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び人材養成・確保について	29

(デジタル庁への要望事項)

地方公共団体情報システムの標準化等に係る支援について	31
----------------------------	----

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、本年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間の4車線化について、国土交通大臣から N E X C Oへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところでもあります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田 I Cから新潟中央 J C T間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

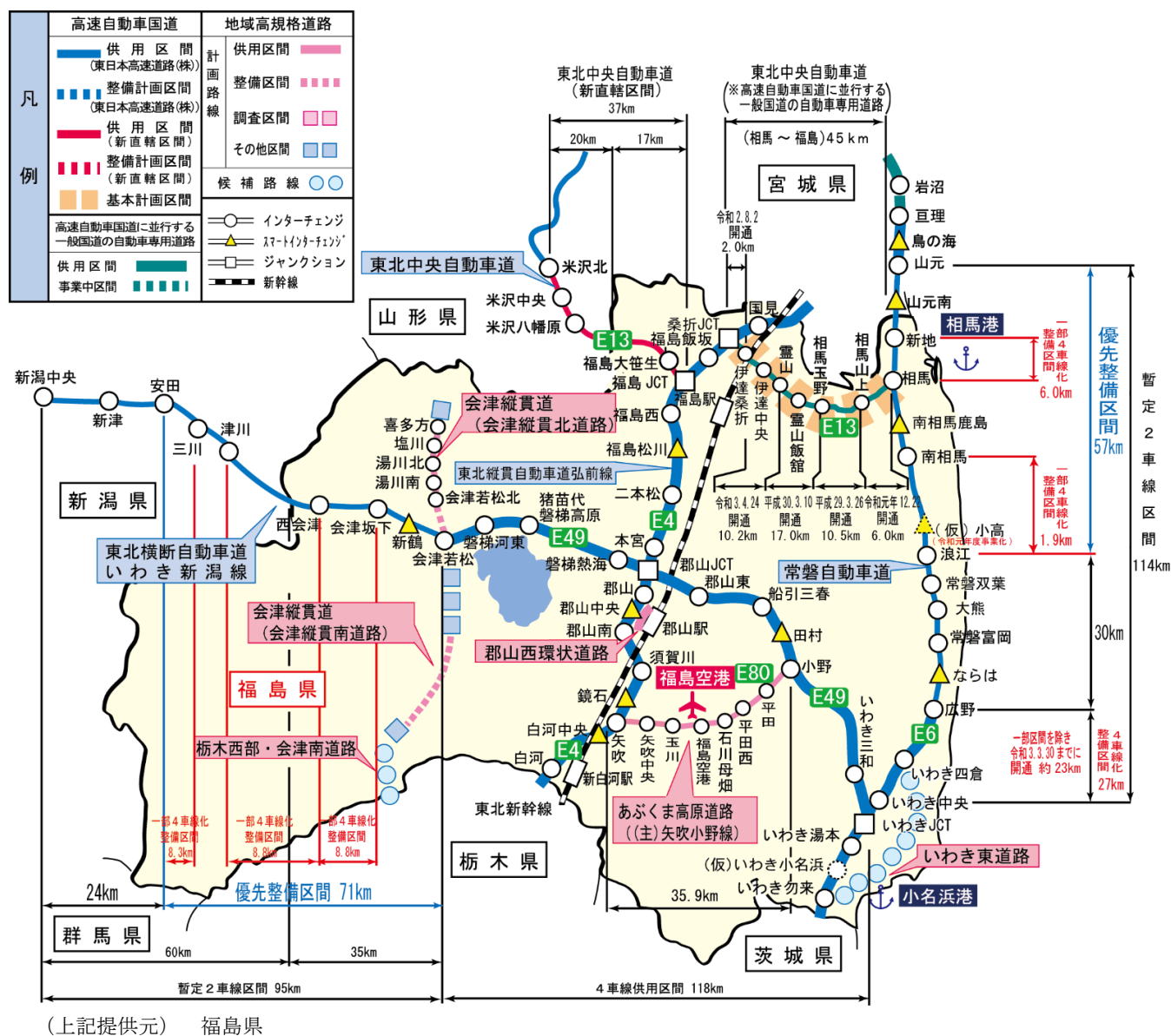
2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成27年9月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道118号・121号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側1車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道118号・121号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興の基盤としての道路の役割のほか、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支え、激甚化、頻発化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化を見据えた経済活動の回復を支援するためにも、その早期整備が急務であります。

さらには、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている一般国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、緊急輸送道路としての安全性も懸念される状況となっています。

このような中、会津縦貫南道路4工区・小沼崎バイパス（約1.5km）が令和6年3月に開通し、狭隘・急カーブ・落石等の通行障害が解消され、湯野上バイパスや5工区・下郷田島バイパスが早期に開通することにより、今後、移動時間の更なる短縮が可能になることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和2年2月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第3次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた3本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の下郷田島バイパス（5工区）及び国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

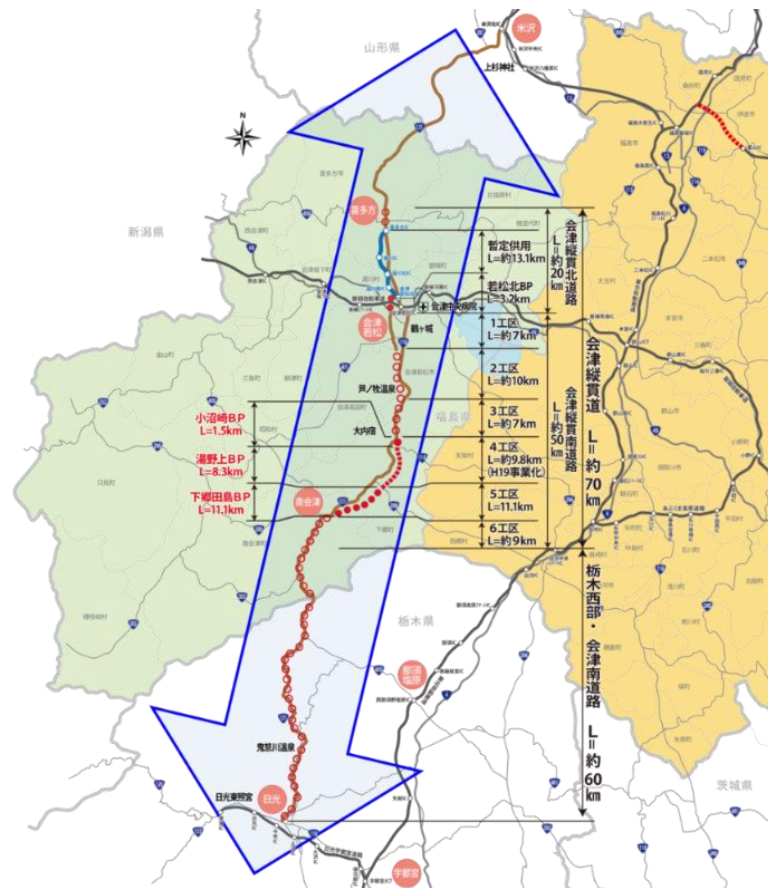
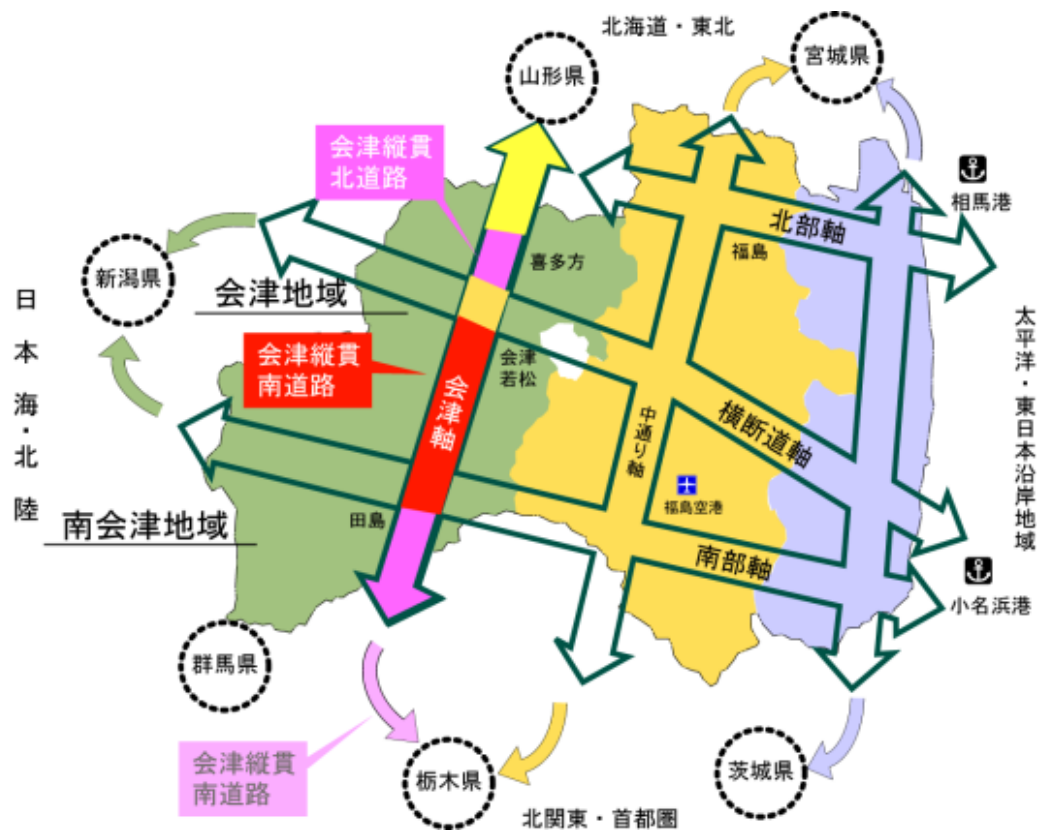
4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

5 米沢～喜多方間の高規格道路整備実現について

令和4年の大雨災害により現在も片側交互通行となっている一般国道121号米沢～喜多方間について、緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、高規格道路への格上げと早期実現を図ること。

○高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



八十里越（国道 289 号）の整備促進について

国道289号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8kmの峠越えの区間であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備しています。

そのような中、令和5年12月15日に国土交通省・新潟県・福島県から、令和8年秋～令和9年夏に、冬期間は通行止めになるものの、一部現道を活用した暫定開通となる見込みであることが発表されました。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ94分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が全線通年開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が79分となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備促進について

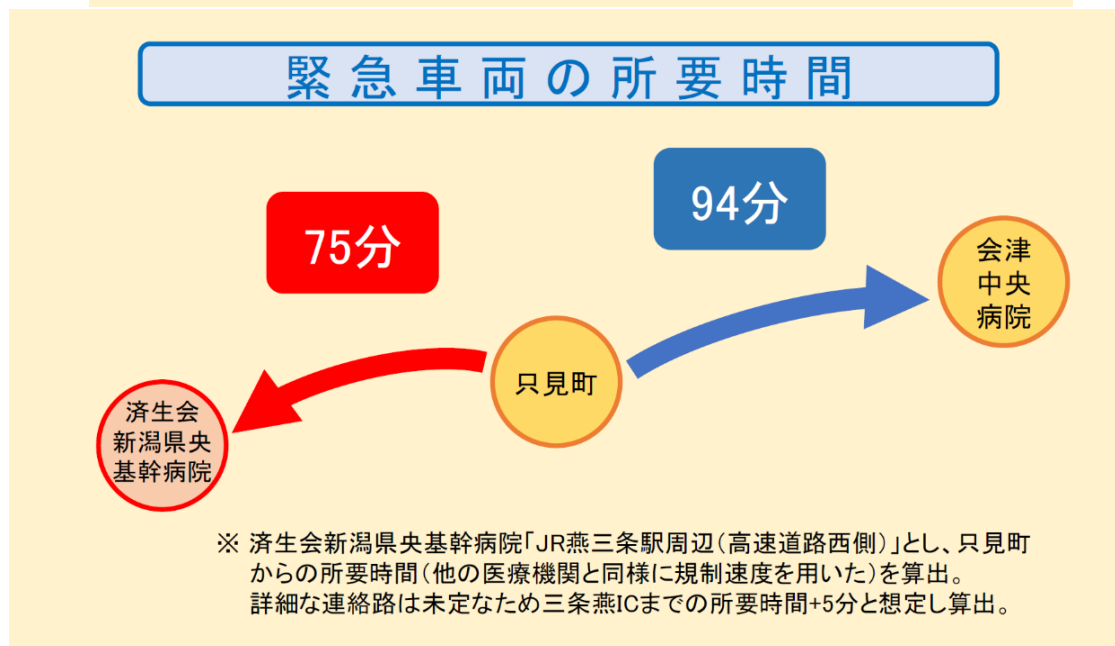
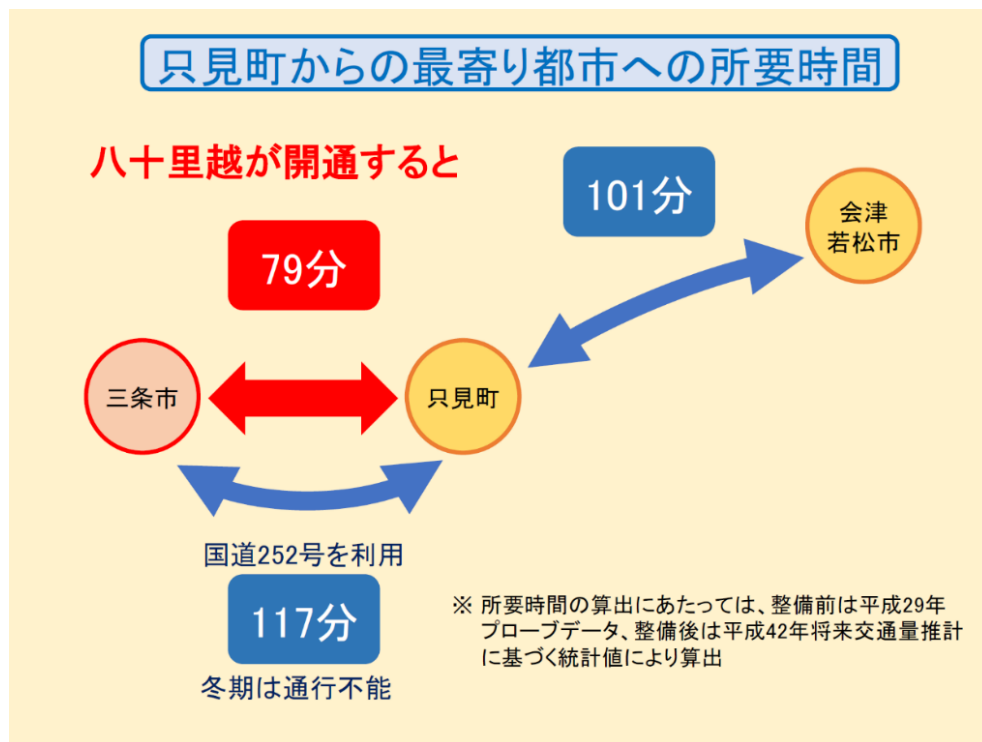
八十里越の通行不能区間、未改良区間を早期に解消し、令和8年秋～令和9年夏に予定されている一部現道を活用した暫定開通を確実に実施し、国道289号の全線通年開通を早期に図ること。

2 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するための、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を促進すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 HP より転載)

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続し、市町村税など税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナや中東情勢等による世界的な原油高・物価高が長期化し、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指すデフレ完全脱却にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について（総務省・財務省）

- (1) 財政力の差により市町村間で大きな格差が生じることなく、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担えるよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかにあっては、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について（総務省・財務省）

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について（総務省・財務省・国土交通省）

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について（総務省・財務省）

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について（総務省・財務省・国土交通省）

増加する空き家対策は市町村にとって大きな課題であり、空き家の実態や状況の確認のほか、リノベーションや除去等に取り組む場合でも、想定以上の事業費を要するなど、現在の制度では市町村の財政負担が大きい場合がある。住民の安全性確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空き家対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充など、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 行政事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

（総務省・財務省）

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

7 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財政措置について（総務省・財務省）

新型コロナウイルスワクチン接種については、これまで特例臨時接種として全額国費により実施してきた経過にあるが、令和6年度より被接種者の自己負担が発生するため、接種率の低下が危惧される。高齢者等の重症化予防等の観点から、定期接種移行後においても安定的な接種体制を確保するため、継続的に接種に要する費用について、必要かつ十分な財政措置を講じること。

8 原油価格高・物価高対策に係る財政措置について（総務省・財務省）

ウクライナや中東情勢等に起因する世界的な原油価格高・物価高が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしている。物価高等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施する必要があることから、原油価格高・物価高対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

なお、定額減税・調整給付をはじめとする原油価格高・物価高対策の取組みについては、事務の煩雑さが市町村の負担となっている実情を踏まえ、財政措置とあわせて事務の簡素化を図ること。

9 過疎対策事業債の拡充について（総務省・財務省）

過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。

10 防災対策に係る財政措置について（総務省・財務省）

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など、各地で大規模な地震が発生し、会津地方においても豪雨災害が発生するなど、大規模災害が頻発化・激甚化する中において、消防・防災力の強化に充当することができる「緊急防災・減災事業債」の事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

また、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新や現行方式からの転換に伴う新たなシステムの構築整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じていくこと

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について（国土交通省・財務省）

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

- (3) 近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

2 国道121号「大峠道路」の早期復旧について（国土交通省）

令和4年8月の大雨等により被災した「大峠道路」は、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧に向けて、財源の確保も含めた対策を講じること。

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について（国土交通省・財務省）

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

2 事業採択について（国土交通省）

事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について（国土交通省）

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について（国土交通省）

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について（復興庁・経済産業省・財務省）

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第五次追補について（復興庁・経済産業省）

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 ALPS処理水の海洋放出に係る対策等の徹底について（復興庁・経済産業省）

国及び東京電力ホールディングス株式会社においては、海洋放出の必要性や安全性の理解へ向け、丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公開や放出設備の保守管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じること。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な賠償対応に取り組むことができる体制の強化を図ること。

4 風評被害対策と財政支援について（復興庁・経済産業省・財務省）

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

5 農林畜産物の販売促進支援について（復興庁・農林水産省）

農林畜産業について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

6 観光への支援について（復興庁）

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいないことから、インバウンド観光客を含めた観光客数のさらなる増加に向けた支援を継続すること。

また、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実地体験の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力に取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症や原材料価格及び物価高の影響等に対し、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地方拠点強化税制等の地方への立地に係る税制優遇制度について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

農業の振興について

会津地域の重要な基幹産業の一つであり、地域経済を支えてきた農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な生命産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料や農業生産資材の多くを海外に依存する我が国にとって、これらの安定的な確保とともに、食料自給率・自給力を高めていくことが喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、会津地域の農業者は、人口減少等による主食用米の需要減少を見込んだ米の生産や収益性の高い園芸作物の導入などの農業経営の転換が求められているほか、ウクライナ情勢等に起因した農業生産資材費の高騰により、厳しい農業経営が続くものと見込まれます。

農家の営農意欲の減退は、離農や耕作放棄地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 食料安全保障対策の強化について

- (1) 世界的に食料の安定供給、食料安全保障の重要性が高まっているところであり、これらは国の基本的な責務であることから、先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の生産基盤強化・消費拡大に積極的に取り組むこと。さらに、食料の安定供給や食料生産等に大きな支障が発生した場合に備え、農業生産資材等の調達先の多様化と備蓄の強化を図ること。
- (2) 将来にわたり食料が安定的に供給できる体制を確立するため、農業者が再生産可能な所得が確保できる適正な価格形成に向けた仕組みづくりや食料安全保障のための直接支払制度の創設を図ること。

2 水田農業の経営安定化について

- (1) 米価下落の原因となっている過剰在庫を解消するため、国が主食用米の新たな消費拡大策を展開するほか、非主食用米への転換に向けた更なる支援や助成拡充を図ること。

- (2) 水田農業の経営安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、水田活用の直接支払交付金の拡充・恒久化や収入保険制度とナラシ対策の一体化を進めるなど農業セーフティネットの充実を図ること。
- (3) 飼料用米の多収品種の推進に向けて、種子注文の動向を捉え、種子の確保を確実なものにすること。
- (4) 5年間に一度も水張りが行われない水田を交付対象から除外するルールについては、担い手の減少や耕作放棄地の増加など、地域農業に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、水田利用の実態を踏まえた制度運用とすること。

3 畑作物の本作化対策について

水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、生産現場では将来の産地形成に向けた話し合いや取組に着手していることから、畑地化した場合には確実に支援がなされるよう必要な予算を確保すること。

4 農業生産資材高騰対策について

ウクライナ情勢の長期化等により農業生産資材の更なる価格上昇が懸念されることから、肥料や飼料等の農業生産資材の高騰に対応した支援策を拡充するとともに、新たな価格低減対策を講じること。

5 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る規制撤廃・数量拡大及び風評対策について、政府が一体となり、国全体で強力に推進すること。

6 農業農村整備事業の推進について

食料の安定供給や農業生産性の向上の観点からは場整備や農道整備さらには老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

7 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であることから、今後も共同活動や長寿命化活動を着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付金事務の簡素化を図ること。

8 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

地域の農林産物や気候風土、農村文化を生かした体験活動などを通じ、都市と農山漁村の交流人口の拡大を図り地域の活性化を進めるべく、都市住民や訪日外国人らによる農山漁村滞在の拡充に向けた施策を推進するとともに、地域の取組を支援すること。

9 新規就農者や多様な担い手の確保・育成について

- (1) 新規就農者育成総合対策の活用による交付金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、認定新規就農者への交付及び継続交付対象者への満額交付に要する予算を確実に確保するとともに、各事業の採択の可否を速やかに示すなど対応を講じること。
- (2) 地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じ、農業用機械・施設の整備に対する支援の充実を図るとともに、予算の確保に努めること。

また、近年、猛暑による高温障害や生産コストの上昇など経営リスクが多様化していることから、様々なリスクに対応できるような総合的なセーフティネットのあり方を検討すること。

10 「強い農業づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、再整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

このため、国補助事業の採択にあたり、特に会津地方特産の馬肉の安定的な食肉処理の観点からも、地域の実状に即した施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

11 「地域計画」の策定に向けた取組について

- (1) 農業上の利用を行う農用地等の区域全てについて、令和6年度末までに「地域計画」を策定することが求められているが、その基礎となる「実質化された人・農地プラン」が未作成の地域も多く、市町村によって集落数や実情も様々であることから、策定期限を延長すること。
- (2) 「地域計画」においては、将来、農地を利用する者として、これまでの「人・農地プラン」の中心経営体に加え、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体等の位置付けも可能となるが、これらの多様な経営体を将来の地域の担い手として育成し、農地集積・集約化に結び付けられるよう支援策を講じること。
- (3) 「地域計画」の策定が困難な地域の農業者が不利益を被ることがないように、緩和措置を講じること。
- (4) 利用権設定等促進事業が農地中間管理事業に移行するにあたり、地域計画が策定されていない集落の農業者への対応や、農業者年金受給手続きにおける対応などの考え方を早急に示すこと。

また、農地中間管理機構の取扱い手数料について農業者の負担とならないよう支援を行うこと。

- (5) 地域計画を策定するにあたり市町村の取組を支援する「地域計画策定推進緊急対策事業」について、対象となる取組が限定的で活用し難いものであるため、柔軟に活用できる制度とすること。

国営かんがい排水事業等の整備促進について

会津地方は、全国でも有数の米の産地であるとともに、風土に適合した野菜や果物などが高品質で生産される優良農業地帯であります。

これも、国営会津北部土地改良事業（昭和48年度から平成3年度）及び国営会津南部土地改良事業（昭和52年から平成5年度）などにより、頭首工や用水路等の基幹農業水利施設が整備され、農業生産性の向上と農業経営の安定化が図られたことによるものです。

しかしながら、両事業により整備された施設は、経年劣化により農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたことから、新たに国営かんがい排水事業として「会津南部地区(平成27年度から令和6年度予定)」及び「会津北部地区（平成28年度から令和6年度予定）」が事業採択され、既存の頭首工や用水路等の農業水利施設の更新等や既設小水力発電所の改修が進められております。

つきましては、施設の長寿命化を目的とした改修により、農業用水の安定供給と施設の維持管理経費の軽減を図るとともに、農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、一日でも早く事業が完了し、早期に整備効果が発揮されるよう下記の事項を要望いたします。

記

国営かんがい排水事業「会津南部地区」及び「会津北部地区」について、計画的な事業の推進により、早期の整備完了を図ること。

また、その他の国営かんがい排水事業等で整備した施設についても、施設の状況等を鑑み、長寿命化に向けた調査と対策を進めること。

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組みを進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について（農林水産省・環境省）

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

- (4) 令和元年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林所有者自らが森林を経営管理することが求められているが、私有林の小規模・分散的な所有構造に加え、立木価格が長期的に廉価であることや森林所有者の世代交代により、森林への関心が薄れ、所有者としての意識が希薄となり経営意欲が低下している現状にある。そのため、所有者自らが「森林は所有者個人の財産」であると強く認識し、木材価格を上昇させ、所有する森林の価値を高め、所有者自らが森林に関心をもって森林の適切な経営や管理を行うことができる制度創設及び支援措置を講じること。

2 国産材の利用促進について（農林水産省・環境省）

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

3 治山対策事業の推進について（農林水産省）

会津地方の森林の多くは、急峻な地形や脆弱な地質の上に存していることに加え、梅雨、台風等による集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあることから、山地災害が発生している。

令和4年8月の大雨時には、既設治山ダムを越えて流出した土砂が生活道路や農地等に流れ込むなど、住民の生活を脅かす事態が発生した。

特に治山ダムにあっては、満砂によって溪岸の侵食防止や山脚の固定といった機能を発揮しているものの、施設の老朽化が進み、豪雨時には新たな浸食箇所等から土砂が流入するなど治山機能の低下が懸念される。

気候変動による災害が激甚化・頻発化している状況下において、地域住民の安全・安心な生活を確保するためにも早急な対策が必要であることから、治山ダムについて既存施設の点検を実施するとともに、点検結果に基づいた整備促進を図るなど、機能の維持・強化に努めること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約4割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県による各種対策により、一定の成果が出ておりますが、貴重な高山植物の群生地である会津地方北部の雄国沼においてもニホンジカの存在が確認されているため、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について（農林水産省・環境省）

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について（農林水産省・環境省）

(1) ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方北部の雄国沼をはじめとして全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

(2) イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について（農林水産省・環境省）

ニホンジカ及びイノシシの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許等の取得希望者の支援をするとともに、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 ツキノワグマの捕獲に係る麻酔銃所持者の拡充について（農林水産省・環境省）

市街地に出没するツキノワグマが増加している状況において、麻酔銃による捕獲に対応できる人材が限られており、現地到着まで時間を要する事例があることから、迅速な対応により人的被害を未然に防止できるよう、麻酔銃所持者を増員すること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金制度運用について（農林水産省・環境省）

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、要望額どおりの交付決定及び早期の交付に努めること。

また、交付金における整備事業については、販売用農作物の被害が一定程度発生していない集落に対し、費用対効果の関係で交付金が活用できないことから、農村集落の農地維持のためにも、自家用農作物の生産も支援するよう補助要件の緩和や柔軟な措置を講じること。

6 国立公園内の環境整備について（環境省）

ツキノワグマの生息域は拡大し、磐梯朝日国立公園内の集落や生活道路、遊歩道、登山道での目撃が相次いでいるほか、観光客が襲われるなど人身被害も発生していることから、地域住民や観光客の安全・安心を確保するためにも、国立公園内の誘引木の伐採や刈り払いについて、制度面での柔軟な措置を講じること。

7 河川の環境整備について（環境省）

ツキノワグマやイノシシなどの人身被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払い等の環境整備を、計画的かつ継続的に実施すること

8 森林整備の充実強化について（農林水産省・環境省）

人の生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣の生息場所や移動経路になることを防止する観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施すること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておりません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除について

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証を進めること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和7年度以降も継続すること。

医療に関する施策について

会津地方のみならず、わが国は今、過疎化、少子高齢化の進行により、本格的な人口減少社会へと転じております。

このような中、医療従事者不足、保険制度、医療費等、医療に関連する多くの問題・課題がクローズアップされておりますが、とりわけ地域医療供給体制の充実が喫緊の課題となっております。

現在、非常勤医師による診療が常態化するなど、自治体病院をはじめとする全国の病院等においては、医師不足が顕著となっており、特に産科医・小児科医の確保は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの最重要課題であります。

また、移住政策に関する政府の基本方針に「将来にわたって「活力ある地域社会」の実現に向けて、地方移住を推進する」とあるように、地方への移住・定住に向け全国各地でその政策が講じられている中、地域医療の充実が移住先を決定する重要な要件の一つとなっております。

つきましては、地域医療が住民にとってなくてはならない社会の基盤であることから、住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供できるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 医療従事者の確保について

- (1) 適切な医療体制の提供に向けた環境整備のため、全国平均並みの医師数確保対策を講じること。
特に、地域医療を担う医師の育成と地域への定着を図る施策を早急に講じること。
- (2) 広大な面積を有する会津地方において現在、出産場所としての開業産科医はなく、全ての出産が2か所の総合病院で取り扱われています。妊産婦が近くの病院で安心して子どもを産み、その後も安心した子育てができるよう、産科医・小児科医の確保と併せて地方の総合病院に対して十分な対策を講じること。
- (3) 病院勤務医・看護師等の労働条件の改善を図る支援策や財政措置を講じること。
- (4) 医療従事者が出産・育児休暇等から容易に復職できるような環境整備について、積極的な支援を講じること。
- (5) 医療を施す側も施される側も、ともに安心できる公的な無過失補償制度を創設すること。

2 国民健康保険事業について

- (1) 現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、マイナ保険証を基本とする保険診療の仕組みに移行することとなるが、多くの国民がマイナ保険証を安心して使用できるよう、国がその責任と負担において丁寧な説明を継続するなど、広く国民の理解促進を図り、マイナ保険証の普及を図ること。
- (2) 保険制度の見直しによる市町村の事務処理システムの改修費用などについて、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (3) 国民皆保険制度を担う国保財政の安定化のため、国からの財政支援3,400億円の確実な執行の継続とさらなる財政支援の拡充を行い財政基盤の強化を図るとともに、低所得者に対する負担軽減策を拡充・強化すること。

3 安心して妊娠・出産ができる環境づくりについて

- (1) 出産育児一時金の充実化は少子化対策にとっても特に重要な部分であることから、自己負担の無い出産ができるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 不妊不育治療に関する情報提供や相談体制を強化するとともに、効果が明らかな治療については国において医療保険の適用とし、支援の拡充を図ること。
- (3) 妊産婦健康診査については、市町村が14回程度行う健診回数に対して地方交付税措置が講じられているが、本県の多くの市町村では15回の妊婦健診を実施している。これら15回目の健診に対しても、国において財政支援措置を講じること。

4 予防接種について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ及びおたふくかぜ等の予防接種については、早期にA類疾病の定期接種として位置づけること。

5 へき地医療について

へき地診療所への運営経費補助の拡充と応援体制の充実・強化を図るなど、へき地医療の支援強化を図ること。

また、へき地診療所等における医療提供体制の永続的な安定を図るため、福島県緊急医師確保修学資金等の貸与を受けた者の勤務場所決定にあたっては、国民健康保険直営診療所、市町村立診療所、またはへき地医療拠点病院への配置を最優先するとともに他の公的医療機関等と同様に常勤医師を配置すること。

福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善 及び人材養成・確保について

少子・高齢化の進行等により、ますます福祉分野（医療・介護・保育）に対するニーズの増大・多様化が見込まれます。その増大・多様化するサービスを利用者本位の質の高い各種サービスとして提供するためには、医療・介護・保育の現場で働く、看護師・介護福祉士・保育士などの人材の養成と確保が欠かせません。

また、新型コロナウイルス感染症の対応以降、看護師などの医療関係者や、介護職員、保育士などのエッセンシャルワーカーの勤務はこれまで以上に過酷なものとなっています。

この状況に対しては、一定程度の賃金水準の引き上げが行われることとなった一方で、これら福祉分野の職場を取り巻く環境は非常に厳しく、新規就学者の減少や高い離職率と相まって常態的に求人募集が生じており、ニーズに的確に対応できる人材の養成と安定的な確保が喫緊の課題となっていることから、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 福祉分野（医療・介護・保育）におけるエッセンシャルワーカーの処遇改善と財源の確保について
 - (1) 看護職員の処遇改善については、令和4年10月以降は診療報酬で対応することとされました。

そのため、診療報酬改定で対応した場合、国民健康保険の保険者及び被保険者に更なる負担を求めることとなることから、両者の財政負担軽減が図られるよう国の責任において国が負担すること。
 - (2) 介護職員の処遇改善・給与水準等の全体的な引き上げを図ること。

なお、処遇改善・給与水準等の引き上げ分については、介護保険料、介護サービス利用料の負担増とならないよう国の責任において国が負担すること。
 - (3) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、令和4年10月以降、公定価格が改定され賃金が引き上げされたところであるが、公定価格の見直しに係る賃金引き上げ上乗せ分については、地方の負担とならないよう、国の責任において国が負担すること。

- 2 福祉分野（医療・介護・保育）における人材の養成と確保への対策として、次の事項に取り組むこと。
- (1) 専門学校等福祉分野への就学援助、及び就職後における研修等の機会の確保並びに費用負担による支援を図ること。
 - (2) 若年層から魅力ある仕事として評価され、選択されるために、中学校及び高校などの授業で福祉の必要性を取り上げ、地域福祉を支えることのやりがいや誇りなどを感じられる機会を設けること。
 - (3) 就職後における離職を防止するため、就職前に雇用者と求職者との相互理解がなされるよう、公共職業安定所においてマッチングの徹底に努めること。

地方公共団体情報システムの標準化等に係る支援について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和7年度中の標準準拠システムへの移行が義務化され、仕様書やガバメントクラウドへの移行方針、文字同等に関する要件等が示されました。

ガバメントクラウドへの移行等により、利用料や運用管理費用及び回線接続料などの費用が新たに発生することとなり、ランニングコストの増加が懸念されております。

加えて、総合行政ネットワークである第5次L G W A Nについても移行が必要となり、「地理上特殊エリア」に指定されている会津地域の一部市町村においては、回線接続料の増額が想定され、財政状況の悪化が危惧されております。

つきましては、標準準拠システム及びガバメントクラウドへ移行後の確実な運用と市町村財政負担軽減を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 運用管理費用への財政支援について

標準準拠システム及びガバメントクラウドへ移行後のランニングコストについて、従前のシステムと比較し大幅な費用の増額が見込まれることから、運用に係る費用への財政支援を図ること。

2 地理上特殊エリアへの財政支援について

地理上特殊エリアに指定されている地域について、他市町村と同様の費用負担となるよう財政支援を図ること。